

## 建設用びょう打ち銃用空包消費計画書

建設用びょう打ち銃用空包の消費及び取扱いについては、下記事項を履行するとともに関係法令を遵守し、危険予防を図る。

氏名又は名称及び  
代表者氏名

記

消 費 計 画	消費場所の所在地 及 び 現 場 名	
	消 費 数 量	空砲                      個
	同一消費地におけ る1日の消費数量	最大                      個
	工 事 内 容	工 事
貯                      蔵	貯蔵場所の所在地 及 び 名 称	
	収納設備の種類 及 び 構 造	
空包の購入先		

空包の消費作業従事者名簿

氏              名	年 齢	住                      所

- 1 消費場所の所在地及び現場名の欄には、無許可消費の場合は「宮城県内」と、消費許可を受ける場合は特定した現場名及び所在地を記入すること。
- 2 銃砲所持許可証及び人命救助等に従事する者届出済証明書の写しを添付すること。
- 1 消費許可を受ける場合は、工事発注証明書又は工事請負契約書の写しを添付すること。

## 危害予防の方法

- 1 空包を取扱う付近では、喫煙し、又は火気を使用しない。
- 2 空包の貸し借り等はしない。
- 3 空包に適合したびょう及び建設用びょう打ち銃を使用する。
- 4 消費場所には、作業に直接関係のない者の立入を禁止し、消費場所付近に多数の人が集合又は通行している場合には、消費を一時見合わせる等の処置を講ずる。
- 5 空包は、施錠できる堅固な設備に収納し、盗難、火災予防に注意する。  
また、盗難予防上、人のいない自動車等の中に空包を存置しない。
- 6 空包の打ちがらは、消費場所に放置せず回収する。  
また、不発の空包がある場合には、水に浸す等適切な処置を講じた後、販売業者に返却する。
- 7 無許可消費（譲受許可のみを受ける）の場合は、同一消費地における消費数量は1日につき200個（その原料をなす火薬又は爆薬が0.4g以下のものにあつては400個）以下とする。
- 8 空包は、消費作業に従事する者が自ら携帯し、その者が携帯する数量は200個（その原料をなす火薬又は爆薬が0.4g以下のものにあつては400個）以下とする。
- 9 消費期間は譲受許可期間内とし、譲受許可期間満了の際未使用の空包が存置されている場合には、すみやかに譲渡許可を受けて火薬類販売業者に返品する。
- 10 譲受、消費許可証の有効期限が満了したとき又は、期間内に目的を達成したとき等には、許可証を消防長に返納する。
- 11 空包の受払簿を備え、責任者を定め、受払状況をその都度記帳する。
- 12 空包は、2,000個（その原料をなす火薬又は爆薬が0.4g以下のものにあつては4,000個）を超えて貯蔵することはできない。  
ただし、消防長の指示を受けた庫外貯蔵所に貯蔵する場合は、指示数量以内とする。
- 13 その他、火薬類取締法施行規則第56条の3の規定を遵守する。